

保護者 様

令和2年7月7日

京都府立城陽高等学校長

京都府奨学のための給付金申請（家計急変）について

京都府奨学のための給付金について、申請を希望される方は、既に案内のとおり事務部に申出するようにお知らせをしているところですが、今年度は「家計急変により保護者等の収入が激減した世帯に対する支援」を目的として、同給付金の対象者を拡充することとなりました。

つきましては、裏面の『対象確認シート』で確認の上、『京都府奨学のための給付金のご案内』をよく読んでいただき、下記のとおり申請希望の方は、申請書等を配付しますので申し出てください。

記

1 申請希望者申出方法

申請を希望される方は、申請に必要な申請書を配付しますので、以下の「京都府奨学のための給付金申請申出書」に必要事項を記入のうえ、本校事務室まで申し出てください。

2 申請申出期限

令和2年7月15日（水）

* 申請書等の提出期限は、令和2年7月22日（水）を予定していますので、早期に申し出てください。

3 問い合わせ先

京都府立城陽高等学校 事務部 電話0774-52-6811

京都府教育庁高校教育課修学支援担当 電話075-574-7539

-----キリトリ-----

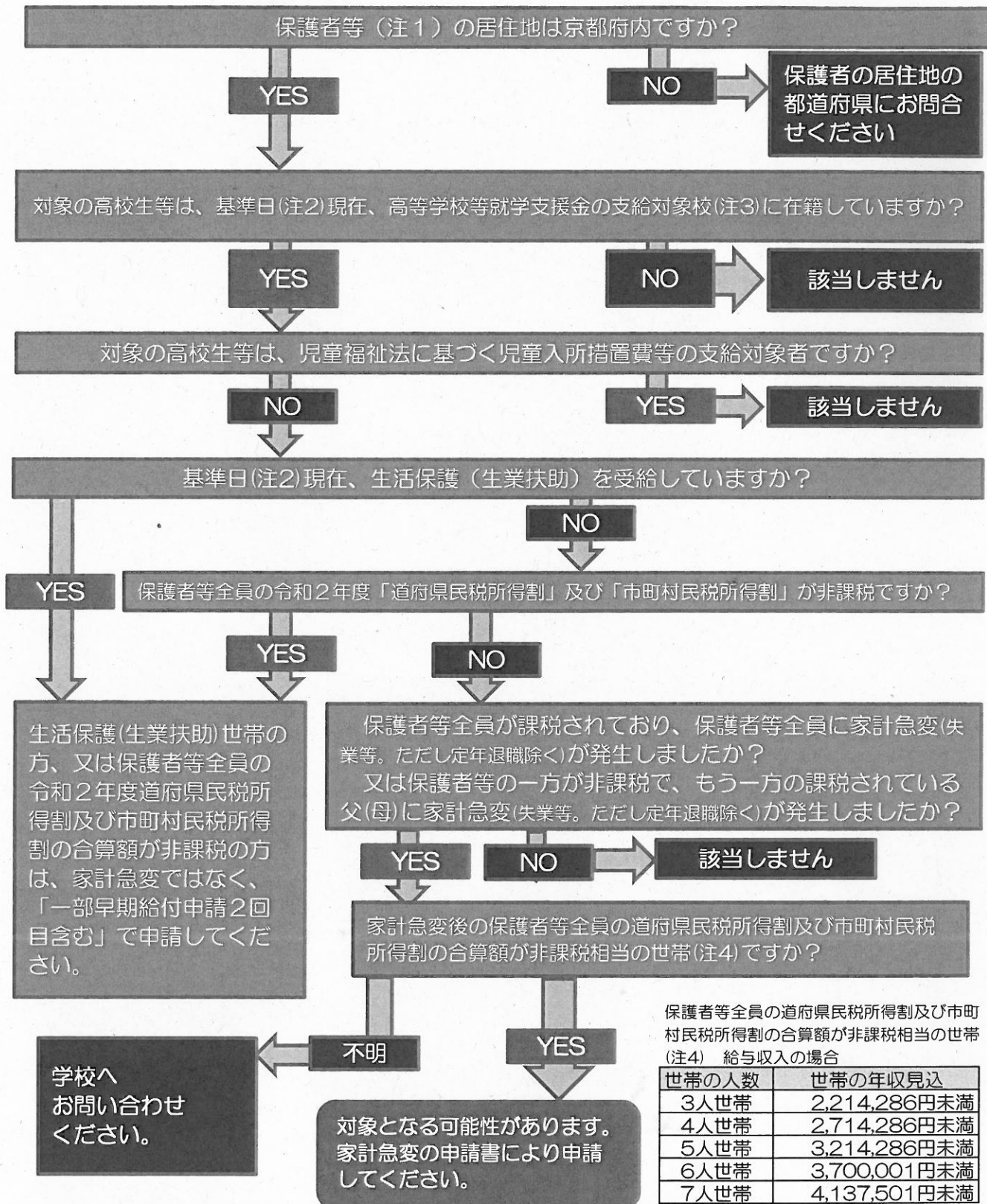
京都府奨学のための給付金申請申出書（家計急変）

年 組 番 生徒氏名

（申出先：事務室）

家計急変

京都府奨学のための給付金 対象確認シート (家計急変の対象となることの確認)



保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税相当の世帯(注4) 給与収入の場合

世帯の人数	世帯の年収見込
3人世帯	2,214,286円未満
4人世帯	2,714,286円未満
5人世帯	3,214,286円未満
6人世帯	3,700,001円未満
7人世帯	4,137,501円未満

- (注1) 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人)となります。
- (注2) 基準日とは、7月1日又は家計急変発生日等
- (注3) 特別支援学校の高等部は対象外です。また、条件によっては給付対象とならない場合があります。

大切なお知らせです。
保護者の方に必ず渡してください。



(R2年度概要版)

京都府奨学のための給付金のご案内

◇授業料以外の教育費(教科書費、教材費、学用品費、通学用品費など)を支援する給付金制度です。

◇返済する必要のない給付金です。

注 保護者等(親権者全員)の令和2年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税又は生活保護(生業扶助)受給世帯の方は「家計急変」ではなく、「一部早期給付申請2回目含む」で申請してください。

1 家計急変の対象者について

基準日(※1)現在、以下①～⑤の要件を全て満たすこと。

- ① 保護者等(全員又は一方)に令和2年度道府県民税所得割又は市町村民税所得割が課税されていたが、令和2年度道府県民税所得割又は市町村民税所得割が課税された保護者等に家計急変(失業等。ただし定年退職は対象外)が発生し、家計急変後の保護者等(親権者全員)の令和2年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税に相当すると認められる世帯であること。
- ② 保護者等(親権者全員)が、京都府内に在住であること。
- ③ 生徒が、高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の対象者であること。
- ④ 生徒に児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。
- ⑤ 生徒が、通算3回(定時制・通信制課程は4回)以上、奨学のための給付金を受給していないこと。ただし学び直しは1回(定時制・通信制は最大2回)まで追加可

※1 基準日

6月30日までに家計急変が発生した場合、7月1日

7月1日以降に家計急変が発生した場合、家計急変発生日等

※2 保護者等(親権者全員)の令和2年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税に相当すると認められる世帯の例

世帯構成	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯
年収見込(会社員)※3	2,214,286円 未満	2,714,286円 未満	3,214,286円 未満	3,700,001円 未満	4,137,501円 未満
所得見込(自営業)※4	1,370,000円 以下	1,720,000円 以下	2,070,000円 以下	2,420,000円 以下	2,770,000円 以下

※3 会社員の方の年収見込は、給与収入(収入金額)のことです。

※4 自営業の方の所得見込は、事業所得(収入金額－必要経費)のことです。

➡ 裏面もご覧ください。

2 家計急変の必要書類について

申請書及び以下のA～Dの添付書類を提出していただきます。申請書類は、在学する学校へ申し出て、お取り寄せください。

- A 家計急変の発生事由及び時期が確認できる書類
- B 家計急変前の収入が確認できる書類
- C 家計急変後の収入が確認できる書類
- D 保護者等の扶養親族等全員分の健康保険証(写)

3 家計急変の確認について

「2 家計急変の必要書類について」のA～Dの添付書類により、家計急変発生後1年間の保護者等(親権者全員)の年間収入を推計し、「保護者等(親権者全員)の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税」に相当すると認められる世帯であることを確認します。

4 給付額(年額)について

世帯状況 (※全：全日制、定：定時制)	給付年額※5	家計急変の給付額
住民税所得割非課税(全・定)(第1子)	84,000円	7月以降に家計急変となった場合は、「令和3年3月までの月数」に応じて月割支給となりますので左記の年額と異なります。
住民税所得割非課税(全・定)(第2子以降) 15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	129,700円	
住民税所得割非課税(通信制)	36,500円	
住民税所得割非課税(専攻科)	36,500円	

※5 原則、オンライン学習の通信費に係る誓約をされた場合に限り、オンライン学習に係る通信費相当額(年額10,000円)を加算(追加)支給します。ただし、7月以降に家計急変となった場合は、「通信費相当額(月額1,000円)×家計急変の給付額の算定となった月数」で計算した通信費相当額となります。

5 京都府の他の奨学金等との併給について

以下の(1)～(5)の京都府の他の奨学金等を受給されている場合、支給額が調整されるものがあります。

- (1) 京都府高等学校等定時制通信制修学奨励金
- (2) 京都府高等学校等修学資金
- (3) 交通遺児奨学金
- (4) 母子家庭奨学金
- (5) 京都府高校生給付型奨学金

6 申請について

国公立高校の生徒の保護者等(親権者全員)が京都府内にお住まいの場合は、在学する学校へ申請書と添付書類を提出していただきます。

詳しい制度案内や申請書類は、速やかに在学する学校へ申し出て、お取り寄せください。

7 問い合わせ先

京都府立城陽高等学校事務部 担当：安田(電話0774-52-6811)
又は、京都府教育庁高校教育課修学支援係(電話075-574-7539)

(※私立高校分を所管しているのは、京都府文化・スポーツ部文教課となります。)